

このような事態を考慮して、農区を中心とした転作の集団化を推進して来ましたが、まだ一部の農区、集落で実施されているに過ぎません。この集団転作を促進するために農業機械銀行に六十九馬力のトラクタ、耕起、整地、施肥、播種そして除草のできるアタツ

チ等の大型機械を装備し、転作の中心となる「大豆+小麦」が省力一貫作業で実施出来るようすすめています。農区、集落等で転作を有利に、そして効果的に実施できる集団転作について、みんなで考え、工夫してください。

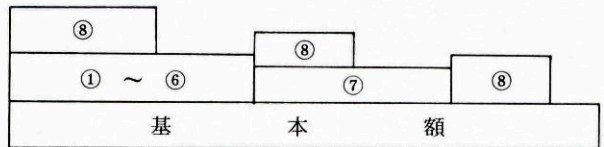
# 集団転作をしよう

別表2 水田農業確立対策（加算制度の仕組み）

1. 加算態様

種別	態様	要件
生産性向上加算	①規模拡大加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の1/2以内の農業者による転作</li> <li>農業者は、利用権設定 30アール以上</li> <li>転作面積 40アール以上</li> </ul>
	②生産組織加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産集団による基幹作業 3ha以上</li> <li>かつ、うち員外からの受託 1ha以上</li> </ul>
	③団地加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>3ha以上の団地化</li> </ul>
	④畑転換加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の水田の1/2以上を畑転換</li> </ul>
	⑤畜産複合加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>酪肉振興市町村における資料供給計画に基づく1ha以上の資料作物団地</li> </ul>
	⑥産地形勢加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>農協の販売計画、生産出荷協定に基づく転作作物のさくづけ（1農協1作物）</li> </ul>
	⑦得認加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事が農政局長と協議して定める。</li> </ul>
⑧地域営農加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>農協による面積配分、計画調整</li> <li>農業者・農協拠出の基金の造成</li> </ul>	

2. 実施形態



最低賃金の名称	最低賃金額		実施年月日	備考
	1日	1時間		
産業別最低賃金	食料品・飲料・飼料製造	3,719円	465円	全業種 61・12・26
	繊維産業	3,700円	463円	
	木材・木製品・家具・装備品製造業	3,856円	482円	
	出版・印刷・同関連産業	3,800円	475円	
	窯業・土石製品製造	4,026円	504円	
		3,917円	490円	
	機械・金属製品等製造自動車整備業	3,758円	470円	
		3,991円	499円	
		3,743円	468円	
	卸売・小売業	3,861円	483円	
3,835円		480円		
山口県最低賃金	3,433円	430円	61・10・3	産業別最低賃金以外の産業に適用 (例えば、理美容業、飲食店業、洗濯業、旅館業など)

注：1 前年に引続き今年度の改正において、山口県最低賃金の対象とすることが適当な下記に該当するものは、産業別最低賃金から適用除外し、山口県最低賃金が適用されます。この場合、改正前から雇用している者について、この適用除外を理由として賃金を引き下げないようにして下さい。

- (1) 年齢が18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者 (4) 産業に特有な軽易業務のうち、①食料品・飲料・飼料製造業では、手作業による袋詰め等、②繊維産業では雇入れ後6か月未満の者及び糸切り等、③卸売・小売業では炊事等に従事する者

2 この最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 1か月を越える期間ごとに支払われる賃金
- 時間外、休日労働に対する賃金
- 臨時に支払われる賃金

山口県内の工場、事業所に働く人達に適用される最低賃金が別表のとおり改定されました。この金額に足りない賃金を支払うと、最低賃金法の違反

## 最低賃金をご存知ですか

になります。従業員を雇っている事業者は、違反にならないよう従業員の金額を確かめてください。

詳しくは、山口労働基準局へおたずねください。

☎ 〇八三九一 〇三 一六四六四